

令和8年度 高齢者インフルエンザの予防接種をご希望の方へ

※この予防接種は希望される方が接種するもので、全ての方に接種の義務はありません。

1. インフルエンザワクチンについて

インフルエンザワクチンは、免疫力をつけ死亡者や重症者の発症をできる限り減らすことを目的に接種するものです。

今シーズンに使用されるワクチンは、A型株およびB型株を含むワクチンです。

2. インフルエンザ予防接種の有効性

予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。また、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果の持続は約5カ月間とされています。接種を希望される場合は、インフルエンザが流行する12月中旬までに接種を受けましょう。

3. 接種対象年齢（接種日において下記に該当する方）

- ① 65歳以上の方
- ② 60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者手帳1級の方）

4. 接種を控えるべき方

次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を受けることができません。

- ① 明らかに発熱のある方（体温が37.5℃を越える場合）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ 過去にインフルエンザ予防接種を受けて、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな方
- ④ その他、予防接種を行うことが不適当な状態であると医師に判断された方

5. 接種上の注意について

次のいずれかに該当する方は、健康状態や体質等を担当の医師にしっかり伝え、よく相談した上で接種を行ってください。

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液その他慢性の病気で治療を受けている方
- ② 今までにけいれんを起こしたことがある方
- ③ 今までに免疫不全の診断がなされている方および近親者に先天性免疫不全症の方がおられる方
- ④ 過去にインフルエンザ予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーを疑う症状がみられた方

- ⑤ 本ワクチンの成分または鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギー反応を起こすおそれのある方

（接種後の注意事項）

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応がおきることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② インフルエンザの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、注射した部分を強くこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

6. インフルエンザ予防接種の副反応

重大なもの：ショック、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難、血管浮腫）があらわれることがあります、ほとんどは接種後30分以内に生じます。

過 敏 症：まれに接種直後から数日中に、発疹、じんましん、紅斑、掻痒等があらわれることがあります。

全 身 症 状：わずかながら熱が出たり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもありますが、通常2～3日のうちに治ります。

局 所 症 状：予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。

※予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れた場合は、医師（医療機関）の診察を受けてください。

7. 予防接種健康被害救済制度

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

制度に関する最新の情報は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

制度の利用についてのご相談は、高島市健康推進課（電話0740-25-8553）までご連絡ください。